

責任の明確化

本事案は、点呼業務の実態把握及び法令遵守体制の構築が不十分であり、その結果、会社運営に重大な支障をきたしたことに對し、以下のとおり、事案発覚当時（2025 年 2 月～3 月）の役員（本社・支社長）に対して一定期間の報酬減額（グループ他社役員は自主返納）を実施しました。

現役職	氏名	減額割合・期間	発覚当時の担当業務
代表取締役社長兼執行役員社長	千 田 哲 也	月額報酬の 40%×3 か月	会社の業務の総理
代表取締役副社長兼執行役員副社長	美 並 義 人	月額報酬の 40%×3 か月	郵便・物流事業運営総括
常務執行役員	浅 見 加奈子	月額報酬の 30%×3 か月	郵便・物流業務部担当
常務執行役員	小 池 信 也	月額報酬の 20%×3 か月	近畿支社長
常務執行役員	高 橋 文 昭	月額報酬の 20%×3 か月	東京支社長
常務執行役員	三 苫 倫 理	月額報酬の 20%×3 か月	総務・人事部 担当執行役員(※1)
執行役員	五 味 儀 裕	月額報酬の 20%×3 か月	郵便・物流業務部 担当執行役員補佐
執行役員	指 宿 一 郎	月額報酬の 20%×3 か月	郵便・物流業務部 担当執行役員補佐
執行役員	古 閑 圭 一	月額報酬の 20%×3 か月	郵便・物流業務部長
執行役員	淨 土 英 二	月額報酬の 20%×3 か月	北海道支社長
執行役員	久 田 雅 嗣	月額報酬の 20%×3 か月	九州支社長

【グループ他社役員】

現役職	氏名	減額割合・期間	発覚当時の担当業務
日本郵政株式会社 常務執行役	根 岸 一 行	月額報酬の 20%×3 か月	東海支社長
株式会社ゆうちょ銀行 執行役	山 田 亮太郎	月額報酬の 20%×3 か月	南関東支社長(※1)

注：事案発覚当時の東北支社長（常務執行役員：小野木喜恵子氏）は 2025 年 3 月 31 日付け退任済み

※1 戸塚郵便局における点呼業務未実施による業務中飲酒運転事案において、事案の重大性を看過し、その後の飲酒運転撲滅の取組が不十分となったことに対する問責を含む

なお、郵便・物流業務部担当の常務執行役員 浅見加奈子氏については退任、執行役員 指宿一郎氏については担当変更を併せて実施します。

以下のとおり、事案発覚当時（2025 年 2 月～3 月）の本社部室長・支社長に対して、減給とする懲戒処分を実施しました。

本社部長：減給

- ・総務・人事部長 中村 友則（※ 2）
- ・郵便・物流業務部長 長瀬 欣也（発覚当時は郵便・物流業務部集配企画室長）

※ 2 戸塚郵便局における点呼業務未実施による業務中飲酒運転事案において、事案の重大性を看過し、その後の飲酒運転撲滅の取組が不十分となったことに対する問責を含む

支社長：減給

- ・関東支社長 丸山 元彦
- ・信越支社長 大曾根 和之
- ・北陸支社長 加納 聡
- ・中国支社長 砂 孝治
- ・沖縄支社長 金城 努

注：事案発覚当時の四国支社長（内田謙介氏）は 2025 年 3 月 31 日付け退職済み

上記の他、支社の責任者として副支社長・経営管理本部長・経営管理本部副本部長・関係する部長に対して懲戒処分を実施します。

また、点呼不備のあった郵便局の管理者、点呼責任者及び点呼執行者に対して懲戒処分を実施します。

今後、点呼不備に関して改善がみられない点呼関係者（管理者・点呼責任者・点呼執行者・乗務者）について、懲戒処分の実施など厳正に対処して参ります。

以 上